

健康調査について

JDPF 公認ドクター、古城資久

JDPF 所属の皆様

日本パラリンピック委員会派遣の国際選手権では、健康調査書の提出が義務付けられます。当連盟の公認ドクターより、次の注意点を受け取りましたので、ご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ① 必要検査の値は、すべてが必要です。健康診断を受けるときは、健康調査書の空欄を全て、記載していただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ② 肺機能検査の所見が「異常なし」だけで検査が行われたか否か疑わしい場合があります。「%肺活量」「一秒率」は必ず記載が必要です。これは、海外渡航のため喘息などの発見に必要な数値だからです。
- ③ CPK、尿酸の高い選手が多い場合があります。これは、ハードトレーニングのためと思われます。健康診断を受診するときは、必ず、24 時間程度練習を休んでから、検査を受けてください。例えば、障がい者水泳連盟はそのような指導がなされています。また、24 時間以上練習をしていない場合でも、強い筋肉痛が残っているときの検査は不適當です。
- ④ 糖尿病の未治療の選手がいる場合があります。昏睡、アシドーシスなどのリスクがあるため医師の治療・管理が必要です。過去、飛行機内で低血糖昏睡に陥った選手がいるという報告を JPC より受け取っています。

また、薬物使用については、事前に調査し、TUE を取る必要のある選手は、事前に取得をお願いします。こちらについては、当連盟公認ドクター、並びに当連盟アンチドーピング委員会にお問い合わせください。

連盟公認ドクターの役割は次のとおりです。

- ① JDPF が推薦した選手が試合に出られるように医学的サポートをすること。
- ② 無理な選手を参加させて、事故、その他が起こった場合は、競技を守ることができなくなるので、障がい者スポーツを守るという視点で医学的サポートをすること。

以上